

墓地・納骨堂使用権承継手続きについて

- ・墓地使用権を承継するにあたり、下記の事項をご確認のうえ、書類をご提出ください。
- ・承継手続きは、原則として当廟所の規則に基づいて行います。
- ・名義人死亡の際は、民法第897条【祭祀財産の承継】に準じ、被相続人の指定・遺言公正証書・遺言書がある場合はその主宰すべきものが承継することができます。
- ・承継手続きにあたり、所属寺(浄土真宗本願寺派寺院門徒)の確認をさせていただきます。所属寺がない場合は和田堀廟所奉讃会への加入をもって所属寺とすることができます。

【確認事項】

- 年次冥加金・奉讃会費の受納を確認 ※未納がある場合、お手続きができません

【提出書類】

	名義人が奉讃会員の場合		名義人が奉讃会員以外の場合
<input type="checkbox"/>	【名義人・承継者 各記入】※実印押印 墓地・納骨堂使用承継願(両面記入欄あり)	<input type="checkbox"/>	【名義人・承継者 各記入】※実印押印 墓地・納骨堂使用承継願(両面記入欄あり)
<input type="checkbox"/>	墓地・納骨堂使用許可証 ※紛失の場合は各種証明書再交付願	<input type="checkbox"/>	墓地・納骨堂使用許可証 紛失の場合は各種証明書再交付願
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	【承継者 記入】和田堀廟所 奉讃会承継届	<input type="checkbox"/>	【承継者へ確認】 所属寺確認 所属寺院がない場合: 奉讃会申込書
<input type="checkbox"/>	【承継者 記入】築地本願寺倶楽部申込書	<input type="checkbox"/>	【承継者 記入】 築地本願寺倶楽部申込書
<input type="checkbox"/>	【名義人・承継者】印鑑登録証明書…各1通 ※発行から3ヶ月以内	<input type="checkbox"/>	【名義人・承継者】 印鑑登録証明書…各1通 ※発行から3ヶ月以内
<input type="checkbox"/>	名義人と承継者の親族関係を証明する 公的文書(戸籍謄本・全部事項証明証等) ※発行から6ヶ月以内	<input type="checkbox"/>	名義人と承継者 の親族関係を証明する 公的文書(戸籍謄本・全部事項証明証等) ※発行から6ヶ月以内
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	口座振替のご案内	<input type="checkbox"/>	口座振替のご案内
<input type="checkbox"/>	承継冥加金: ¥5,000.-	<input type="checkbox"/>	承継冥加金: ¥5,000.-

- 手続き完了後、墓地・納骨堂使用許可証を郵送いたします。

築地本願寺和田堀廟所

〒168-0064 東京都杉並区永福1-8-1 電話: 03-3323-0321